平成２１年（フ）第１３１４号
京都市南区東九条南河辺町83番地２　島田マンション108、前住所大阪府摂津市庄屋２丁目８番６号
債務者　原川　昌明
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大高　友一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０９号
京都府綴喜郡宇治田原町銘城台12番地の14
債務者　中村　弘一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　皇玄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９５号
北海道江別市元江別877番地の11
債務者　赤坂　由明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区10棟203号
債務者　春木　里美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
盛岡市下太田沢田67番地１　井上貸家11号
債務者　澤下　光治
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５８３号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割21番地１　サニーサイドⅡ―201
債務者　福山ちず子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６５号
岩手県紫波郡矢巾町南矢幅第６地割335番地５　パールハイツＡ101号
債務者　吉田　芳邦
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　乙秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７号
和歌山県東牟婁郡古座川町高池869番地の１
債務者　橋本　仁孝
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第２２１号
愛知県豊橋市南島町１丁目43番地
債務者　鈴木　和久
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２７０号
愛知県豊橋市南島町１丁目43番地
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第３９４９号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ｂ棟40号
債務者　橋本　廣司
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　　勤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１１１号
横浜市旭区左近山1186―５　左近山団地８―２―703、登録原票記載事項証明書の居住地横浜市保土ケ谷区東川島町19番地13
債務者　林　　茂雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高瀬　芳明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２１２号
川崎市多摩区生田４丁目４番22号
債務者　松崎　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２０号
山形県東根市中央４丁目６番５号
債務者　佐藤　　啓
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３６号
山口県山陽小野田市大字郡3512番地150市営住宅32号
債務者　岩本　公子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１１０号
山口県宇部市大字西岐波4921番地13
債務者　浦野　眞弓
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３６号
山口県宇部市浜田３丁目16番27―１号
債務者　宮本　征夫
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部